

⚠️ ご注意いただきたいこと

■ 共済掛金払込免除制度について

災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態または所定の疾病重度障害状態となった場合には、以後の共済掛金はいただきません。ただし、原因等により免除にならない場合があります。

■ 高額契約掛金優遇制度について

共済金額が契約単位で2,500万円以上となる場合には、お払込みいただく共済掛金に割安な「高額契約に適用する共済掛金率」が適用されます。

■ 指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。

(例) 病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき

※ 指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重複してお支払いいたしません。

※ ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人による代理請求ができない場合があります。

■ 生前給付特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)

余命6か月以内と判断された場合、被共済者ご本人が生前給付金をご請求できます。ご請求に際しては3,000万円を限度に請求日以後6か月後の応当日において支払われることとなる死亡共済金の額の範囲内で、死亡共済金の全部または一部を指定していただきます。お受取りになる生前給付金の額は、請求時に指定された金額からこれに対応する6か月分の利息と共済掛金を差し引いた額となります。

※ 医師による診断が必要です。

※ 死亡共済金の全部を指定される場合、各特約も含めて定期生命共済(逡減期間設定型)のご契約は消滅することとなります。

※ 定期生命共済(逡減期間設定型)の共済期間の満了日まで1年以内である場合、請求はできません。

■ 扱別について

告知書扱い、診査医扱いがあります。

※ 扱別は加入年齢、共済金額等により異なります。また、医師の診査が必要なご契約でも、健康診断結果表等を提出することにより医師の診査にかえることもできます(ただし所定の条件があります)。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

Webマイページとは?

Webマイページにご登録いただくと、ご契約者さまご自身のパソコンやスマートフォンから、いつでも・どこでも、ご契約内容の確認や変更ができるようになります。



<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp>



JA共済アプリとは?

JA共済をもっと身近に、もっと便利に。Webマイページにワンタッチで!

※ アプリご利用時の通信料は、ご利用者さまのご負担となります。
※ スマートフォン向けアプリのため、フィーチャーフォンのご利用いただけません。



<https://mypagecp.ja-kyosai.or.jp/jakyosaiapp>

げんきなカラダプロジェクト・あんしんくらしプロジェクト



みんなで一緒に健康をつくる「げんきなカラダプロジェクト」。いえ、くるま、農業といった大切なものを支える「あんしんくらしプロジェクト」。この2つのプロジェクトで、みなさまの豊かな生活づくりをサポートしていきます。専用ホームページでは、健康増進や防災・減災等のサービスのご紹介、各種イベントのご案内、お役立ち情報などを掲載しています。ぜひご覧ください!



<https://service.ja-kyosai.or.jp>



JA共済の健康・介護ほっとライン

シアワセイチバン コンサルタント

看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師(精神科・心療内科を除く)・栄養士による電話相談サービス

※ 医師・栄養士による相談は予約になる場合もあります。

0120-481-536

● ご相談の内容、性質等により回答できない場合があります。ご了承ください。
● 共済に関するご相談については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

無料
利用時間
24時間・365日

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号: ☎ 0120-536-093

受付時間: 9:00~18:00(月~金曜日) 9:00~17:00(土曜日)

※ 日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。
※ メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
※ 電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは



ご加入いただける年齢
15歳~65歳

NEW

5
2023.4月

定期生命共済 みちびき

(逡減期間設定型)

お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万一保障をしっかりと準備



未来に合わせて、
変わっていく安心を。

保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

15歳～44歳

*ご加入いただける年齢はプランによって異なります。

ご契約例

加入年齢: **30歳**

主契約

- 共済金額: 3,000万円
- 共済期間: 70歳満了
- 逡減開始年齢: 45歳

特約

- 指定代理請求特約
- 生前給付特約

共済掛金 (2023年4月現在)

男性月払い **8,808円** 男性年払い **103,476円**

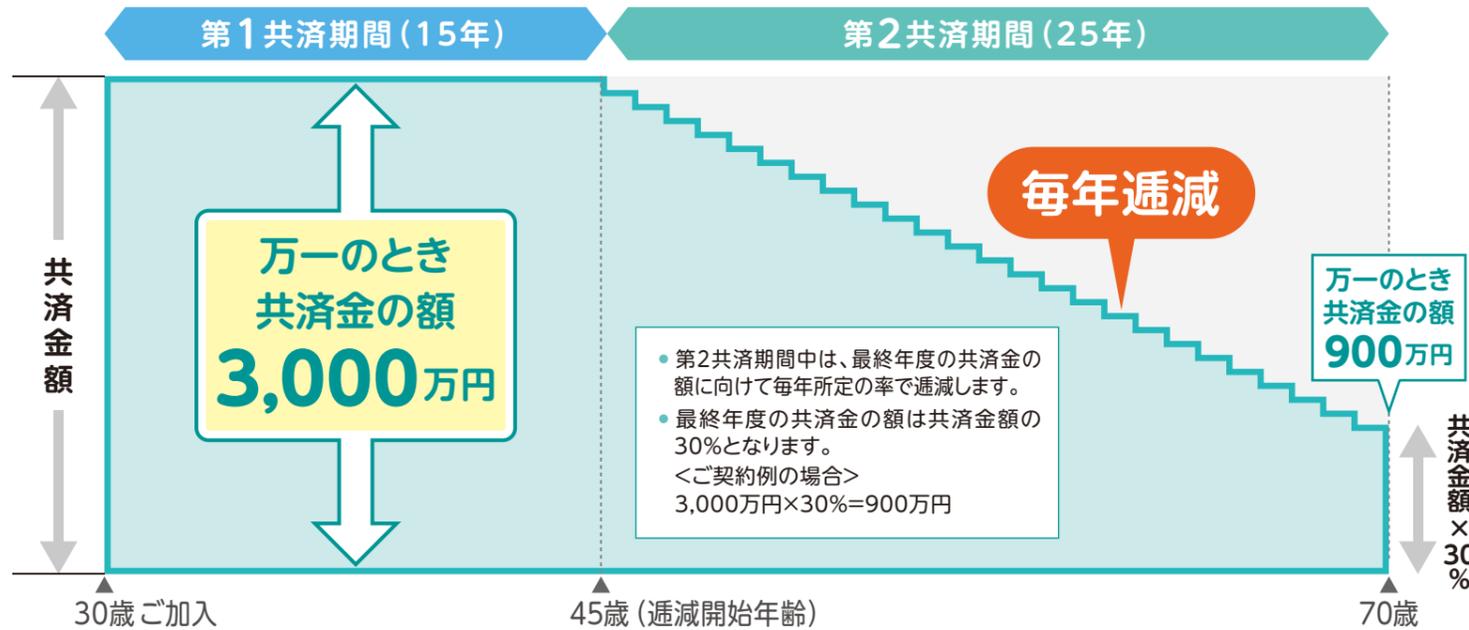
女性月払い **5,208円** 女性年払い **61,446円**

(共済掛金の払込経路が口座振替扱いの場合)

ポイント

- 1 ライフステージに応じて **保障金額を逡減** させることで、お手頃な共済掛金で **必要な保障** を準備できます。
- 2 逡減開始時期は一定の範囲内で **任意に設定可能** であり、**柔軟な保障設計** ができます。
- 3 死亡時だけでなく、**所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態** も保障します。
- 4 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は **「共済掛金払込免除」** によりいただきません。

仕組図



共済期間について

第1共済期間

契約日から逡減開始年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。(第1共済期間は1年以上で設定する必要があります。)
→ [共済金額と同額] を保障します。

第2共済期間

逡減開始年齢に達する日の属する共済年度の翌共済年度の初日から共済期間の満了日までの期間をいいます。(第2共済期間は9年以上で設定する必要があります。)
→ [共済金額に次の率^{*1}を乗じて得た額] を保障します。

$$1 - \frac{0.7}{\text{第2共済期間の年数}} \times \text{第2共済期間の経過年数}^{*2}$$

*1 小数点以下第2位未満の端数がある場合は、小数点以下第3位を四捨五入します。

*2 第2共済期間の初日からその日を含めて死亡共済金または後遺障害共済金の支払事由が発生した日までの年数とし、1年未満の端数は切り上げます。

共済掛金(例)

お払込みいただく共済掛金(一部抜粋)

(2023年4月現在)

男性		加入年齢(歳)	女性	
月払い	年払い		月払い	年払い
7,128円	84,006円	15	4,458円	52,416円
7,638円	89,826円	20	4,698円	54,966円
8,148円	95,856円	25	4,908円	57,966円
8,808円	103,476円	30	5,208円	61,446円
9,528円	112,446円	35	5,538円	65,286円
10,398円	122,706円	40	5,898円	69,606円

- 上記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。
- 上記プラン以外の共済掛金試算は、以下のサイトより「掛金シミュレーション」をご利用ください。

掛金シミュレーションはこちらから →

掛金シミュレーションページ:

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp/simulator/>

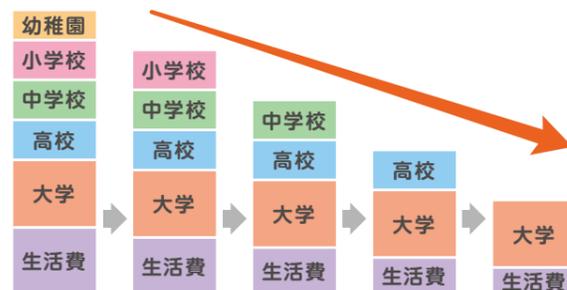


- 上記の共済掛金は、払込経路が口座振替扱いの場合です。
- **定期生命共済(逡減期間設定型)にご加入いただける年齢は15歳～65歳です。**プランによって異なりますので、詳しくはお近くのJAまでお問い合わせください。

ライフステージに応じた保障設計

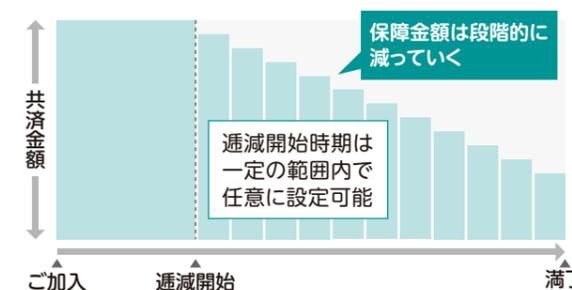
将来の支出イメージをみると...

一般的に準備すべきお子さまの教育費や生活費は時間の経過とともに少なくなります。こうしたお子さまの成長に伴い、万-のときの必要保障額も少なくなります。



保障も合理的に備える

定期生命共済(逡減期間設定型)であれば、ライフステージに合わせた必要十分な保障を合理的に備えることができます。



POINT
保障金額を逡減させている分、共済掛金は割安になります。

POINT
逡減開始時期の設定により、一人ひとりの状況に合わせた柔軟な保障設計ができます。

だから

割りもどし金	割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになれます。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。
返れい金	解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いしますが、場合によってはご契約後長期間または共済期間を通じて、返れい金はまったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

● 「万-のとき」とは、死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態のいずれかに該当する場合のことです。